

TRAFFIC SCOPE

交通参加者の行動を観察する

「TRAFFIC SCOPE」は交通参加者の行動観察を通じて、ドライバーやライダー、自転車利用者、歩行者に守るべきルールがあることを再認識してもらうための連載記事です。

運転中の携帯電話使用等の罰則が強化されたことにより、その使用状況に変化はあったか？

DATA 基礎情報

携帯電話使用等に起因する交通事故は大幅に減少

2019年12月に運転中の携帯電話使用等の罰則が強化された。例えば、携帯電話を保持して通話したり画像を注視したりした場合（保持）の罰則は「6月以下の懲役」が設けられ、罰金は「5万円以下」から「10万円以下」となった。反則金は6000円か

ら1万8000円（普通車の場合）、違反点数は1点から3点に引き上げられている。このような法改正もあり、運転中にスマートフォン（以下、スマホ）の画像を注視するなどの携帯電話使用等に起因する交通事故が2020年は大幅に減少した（グラフ参照）。当紙では2018年3月に東京都内の幹線道路を通行しているクルマ、バイク、自転車のスマホの使用状況を調査している。今、その状況はどのように変化したか、同一場所・時間帯で再び観察した。

WATCHING 観察

スマホを注視・操作したり、通話していた割合は前回観察と変わらず

東京都内の交差点付近でドライバー・ライダー・自転車利用者の運転中（信号待ちの停止中を含む）の携帯電話使用等の使用状況を観察した。2時間の観察でドライバーは50人、ライダー2人、自転車利用者9人がスマホや携帯電話を使用していた。使用状況が多かったのは信号待ちなど停止中の操作。スマホの地図機能を使って目的地までのルート確認や、メールやSNSのメッセージの内容

を確認するために操作していたと思われる。そのうち、注視・操作をやめずにクルマを発進させたり、通話しながら運転しているドライバーは30人だった。走行中にスマホを注視・操作するライダーは確認できなかったが、自転車利用者は5人いた。罰則が強化される以前に行った観察と比較すると、ドライバーのスマホ・携帯電話の使用率は10.5%と前回（11.0%）から大きな変化はなかった（走行中の使用率は前回2.9%から今回6.3%に増加）。また、前回の観察時よりダッシュボードなどにスマホやタブレット端末を取り付けているクルマが増えているように思われた。



信号待ちで文字を入力していると思われるドライバー。このドライバーは青信号になっても入力をやめずに発進していった

ADVICE アドバイス

「ながらスマホ」は脇見運転となり、危険であることを再認識してほしい

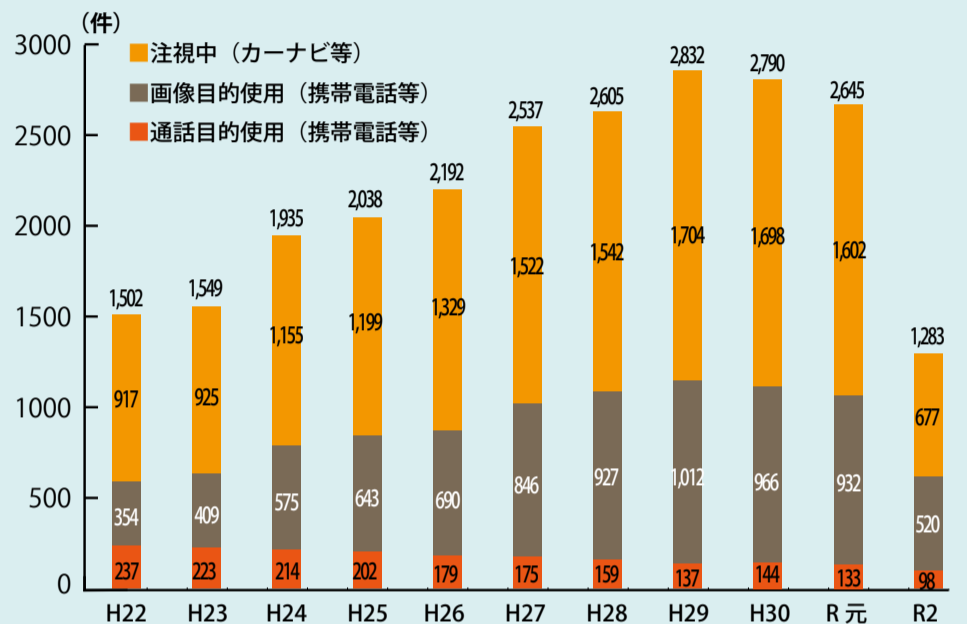
運転しながらスマホを注視・操作する、いわゆる「ながらスマホ」をする人は一定数存在している。しかし、「ながらスマホ」は道路交通法違反となるだけでなく、脇見運転や前方不注意の要因となり、たいへん危険な行為である。観察場所の幹線道路は横断禁止の標識があるにもかかわらず、道路

を渡る歩行者が散見された。ほんの一瞬スマホに目を向けることによって、こうした横断者の発見が遅れることも考えられる。ハンズフリーによる通話も意識の脇見となる場合があるため、注意が必要だ。ドライバー・ライダー・自転車利用者には「ながらスマホ」の危険性を再認識し、車両を発進させる前にスマホはしまうなど運転に集中できる環境を自らつくり出すことが求められる。スマホを使用する必要がある、必ず安全な場所に停車してから操作してほしい。



停止するとすぐにスマホを取り出すドライバー

●携帯電話等使用に係る使用状況別交通事故件数の推移



※重複件数を除いているため、各項目の合計と総件数とは異なる。
出典：警察庁ホームページ

●観察結果

	スマホ・携帯電話等使用（人）			スマホ・携帯電話等未使用（人）	総数（人）
	注視	操作	通話		
ドライバー	4(3)	36(17)	10(10)	428	478
ライダー	0(0)	2(0)	0(0)	44	46
自転車利用者	0(0)	7(3)	2(2)	85	94
合計		61(35)		557	618

※（ ）内は走行中に使用。ドライバーはタクシー・バス除く。

東京都渋谷区明治通り
神宮前交差点付近
観察日／5月26日（水）
観察時間／15:00～17:00
天候／曇り



スマホを操作しながら走る自転車



スマホで通話しながら走る自転車



フロントウィンドウにスマホを取り付け、操作するドライバー



横断禁止の標識があるにもかかわらず道路を渡る歩行者